

第六回国会 衆議院 法務委員会 議録 第六号

昭和二十四年十一月十七日(木曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事 角田 幸吉君 理事 北川 定務君

理事 小玉 治行君 理事 高橋 英吉君

理事 田嶋 好文君 理事 石川 金次郎君

理事 梨木 作次郎君 理事 大西 正男君

佐瀬 昌三君 眞鍋 勝君

武藤 嘉一君 吉田 省三君

猪俣 浩三君 田万 廣文君

上村 進君 吉田 安君

出席國務大臣 法務總裁 殖田 俊吉君

出席府委員 (法制意見第 四局長) 檢察 野木 新一君

(矯正保護局長) 刑政長官 佐藤 藤佐君

法務府事務官 (檢察局長) 檢察 高橋 一郎君

委員外の出席者 最高裁判所 本間 喜一君

事務總長 專門員 村 敦三君

專門員 小本 貞一君

十一月十五日

地方法務局及びその支局の独立庁舎建設の請願(中村幸八君紹介)(第三〇五号)

長野地方裁判所諏訪支部並びに長野家庭裁判所支部昇格の請願(林百郎君紹介)(第三四五号)

未成年女子刑務所設置の請願(山口好一君紹介)(第三五三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
少年法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

○花村委員長 これより会議を開きます。

本日の日程は刑事補償法案、少年法の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案であります。

この際申し上げておきますが、梨木委員より人事院規則に関する件、最高裁判所の誤判事件及び檢察事務に関する件につき質疑の通告がありますが、委員会といたしましては、議案の審査が優先いたしますので、これは適當の時期に許したいと存じますので、さよう御了承を願います。

それではまず少年法の一部を改正する法律案を議題といたします。刑政長官より留保した答弁につき、意見を陳陳したいとの旨でありますから、この際に許します。

○佐藤(藤)政府委員 少年法の一部を改正する法律案の御審議の際に、先般山口委員から少年事件の審理に非常に長い日数を要しているが、實際どのくらいの日数を要しているか、実情を調査して報告しろというお話がありまして、さつそく家庭裁判所、檢察庁及び最高裁判所家庭局等と連絡をとりまして、実情を調査したところをお答えしたいと思っております。

家庭裁判所において、少年事件の処理にどのくらいの日数を要するかという問題につきましては、少年の身柄を拘束しておる場合と、家庭に少年を帰して、いわゆる在宅事件として審理する場合と、二つにわけてお答えいたします。

まず家庭裁判所が身柄事件として少年事件を受理した場合には、その前に司法警察職員が現行犯または逮捕状によつて少年を逮捕し、捕らへば、刑事訴訟法によつて四十八時間内に身柄を檢察官に送致いたしますのであります。檢察官はさらに捜査を継続するために、おおむね勾留状を請求いたしますが、この勾留状の勾留期間は、刑事訴訟法上十日以内となつておりますので、十日以内にはこれを家庭裁判所に身柄を送致いたしますのであります。次に家庭裁判所においては、その受取つた少年を少年観護所に送致いたして、その少年観護所に留置してある間に調査及び審判を終了いたしますのであります。その少年観護所に留置しておく期間はおおむね二週間以内であります。従つて身柄事件は逮捕してから保護処分を決定されるまで、おおむね二十六日以内で終了しているのが実情でございます。もつとも勾留の期間を更新する必要がある特例の場合には、保護措置の更新をすることもまれには

ございますので、この場合にはさらに二週間を足して合計四十日、最も長く四十日以内に調査及び審判が終了することになるのであります。その後家庭裁判所においては、その少年事件が保護処分をするのが適當でない、刑事処分をするのが相當であると認めた場合には、事件をさらに檢察官に送致いたしますのであります。そうしますと、檢察官の方では、その事件を裁判所に対して公訴提起するのであります。裁判所の審理期間は、東京地方裁判所の例によりますれば、大体六箇月以内で少年事件が処理されておるのであります。少年事件の半数は約三箇月以内に処理されている実情でございます。

次に家庭裁判所が在宅事件として少年事件を受理した場合であります。この在宅事件については家庭裁判所が調査、審判に要する日数はおおむね三箇月以内で、その約半数は一箇月以内で処理されておるといふのが実情でございます。

なお先般大西委員から、一度少年院に收容されて、少年院から仮退院になつた者がさらに罪を犯して、少年院、あるいは少年刑務所、あるいは普通の刑務所等に收容される者の率はどのくらいかという御質問があつたのであります。が、少年院から仮退院した者の全体の数のうちで、再び少年院に入つて来る者の数は、正確にははつきりわかつておりません。前会にも申し上げましたように、現在少年院に收容されている少年のうちで、二度あるいは三

度少年院に入つて来た者の率は、約二割くらいであります。が、少年刑務所に收容されている受刑者のうちで、一度少年院の門をくぐつて来た者の数を調査いたしますと、これは約一割四分くらいであります。少年刑務所に收容されている者の数の約一割四分は、一度あるいは二度少年院を経て来た者があるものであります。さらに普通の刑務所に收容されておる受刑者全体のうちで、一度あるいは二度少年院に收容されて仮退院になつた者、そういう経験者はいくらあるかということをお調べしてみますと、約三割になつておるのであります。

以上御質問の際に調査ができませんのでお答え申し上げかねた点を、本日補足いたしました次第であります。

○花村委員長 ほかに御質疑はありますか。

○田嶋(好)委員 今議題となりました少年法の一部を改正する法律案につきまして、質問をいたしたいと思います。

この少年法の一部を改正する法律案の提案理由を讀んで見ますと、本件を出すに至りました事情は、二十歳までと少年を限定いたしますと、おそらく今後の事件の取扱ひ上不可能である、すなわち事件の増加によることとの関係にとらひ合せて、本法の執行は不可能であるということが理由になつておるようでありまして、してみると、われわれがいたしましてはこの事件増加の形、今後の事件増加の動機、

なぜ事件がふえるかという点につきま
して、一応の検討をしてみなければな
らぬと思うのでありますが、関係当局
はこれに對しまして、いかなる理由で
こうした事件がふえるという見通しを
つけたか、この点を伺つてみたいと思
います。

○佐藤(藤)政府委員 お尋ねの点でござ
います。終戦後少年の不良化、
犯罪化が著しく目立つて参りました。
少年の不良化犯罪化を防止するため
に、何らかの対策を講ぜよという御決
議を、先般の国会で頂戴いたしましたの
であります。私たちはその御決議に基
いて、先般お答え申し上げましたよう
に、内閣の統轄のもとに各省協力して
青少年の犯罪化、不良化防止の対策の
案を研究いたしましたのであります。この
対策といたしましては、法務府ばかり
ではなく、文部省、厚生省、労働省の
各省が協力して当らなければ、とうて
い効果を見ることができないのであり
まして、さような総合的な対策を講ず
るには、まずどうしたらよいかという
ので、先般御報告申し上げましたよう
に、内閣に対策協議会を設けてたびた
び会合し、またお互いに資料を持合つ
て研究討議いたしました。大体の対策
として成案を得たものがこのパンフレ
ットとしてお配りいたしました。「青少
年の問題の現状とその対策」に盛られ
ております。その対策については、な
かなかむずかしいこととございますが、
私どもの方の考えるところでは、
各省の機関において対策を講ずるばか
りでなく、官民合同と申しますか、社
会全体が青少年の不良化、犯罪化防止
に協力していただかなければ、とうて

い効果が現われまいだろうということ
に意見が一致しておるのであります。
結局は青少年の教育——家庭教育、社
会教育ということがその対策の根本に
なるのではないかと、いふうに考えて
おります。

○田嶋(好)委員 今の説明は一応もつ
ともな説明だと承りましたのであり
ますが、この青少年の犯罪防止といふ
ものは、われ／＼が考えますにも、法
律をもつて拘束し、法律をもつて青少
年を警導するというよりも、今申しま
したように、法律を離れた立場から、
社会的なあらゆる機関を動員いたしま
して、そうして青少年の犯罪防止に当
らなければならぬと思つておるのであ
ります。この少年法におきましても、お
そらくそうした意味を御加味ください
まして、御提出を願つたものと考えま
す。提出する当時におきましては、お
そらく政府におきましても、これをも
つて完全に実施できるといふ見通しが
ついた上で本件を提出いたし、また
国会におきましても、その見通しをつ
けた上にこの法律の制定に至つたもの
だ、こういうふうにならぬ／＼は了承を
いたしておるのであります。そうした
立場から本件が再び一年間——青少年
の犯罪の増加につれまして、政府の機関
が整わないというやうな理由をもちま
して一年間延期するということは、そ
もその提出そのものに不備があつた
か、またわれ／＼国会といたしまして
も、反省しなければならぬ点もあつた
かと思つてあります。少くともこの
間に何らかの——今の御説明の趣旨を
聞いてもわかりますように、私の考え
を申し上げたことでもおわかりのこと
と思ひますけれども、法律によらずし

てそこに何らかの措置をとるべきもの
であり、それがとられておらなければ
ならぬと思つてあります。今日に
至るまでいかなる処置をとり、またこ
の法律案提出に對してどういふやうな
見通しと、どういふやうな態勢をもつ
て臨んでおつたものであるか、これを
承りたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 青少年の犯罪
化、不良化を防止するためには、ただ
いま申し上げましたように政府の各機
関をあげて、お互いに連係をとつて、
協力してその防止の対策を講じておる
のであります。文部省なり厚生省の機
能の發揮が、相当効果が現われておる
ことと考えられるのであります。法
務府といたしましては、法務府関係の
少年院、あるいは少年觀護所等に送ら
れた少年、それは不良少年の中で最も
罪質の濃い少年が送られて来るのであ
ります。その少年に對しましては、
は、少年院、あるいは少年觀護所に収
容して、できるだけ強制教育を施し
て、完全なる社会人として更生し得る
やうな状態に仕上げて、また再び社会
に送り出すという方針をやつておるの
であります。先般申し上げましたよ
うに、少年院がまだ十分に完備いたし
ません。施設も不十分であり、また職
員の教養訓練ということも、十分に至
つておりませんので、御期待に沿うよ
うな効果はまだ上つておらぬかも存じ
ませんが、数字でお示し申し上げます
たように、一度少年院で強制教育を施
されたものが、社会に出ましてどの程
度眞人間に更生しておるか。あるいは
再び悪の道に陥つて、少年院なり刑務
署なりに收容されることになるその数
字の傾向を大体見ますと、微力ながら

私どもの強制教育の効果は、相当上つ
ておるように思われるのであります。
今後施設を整備し、また職員を充足し
たしますれば、だん／＼と皆様の御期
待に沿うやうな強制教育の効果も上る
のではないかと、いふことを、楽しみに
努力しておるのであります。

○田嶋(好)委員 今の説明では不十分
でありますので、もう一度お尋ねいた
しますが、今お答えになりましたこと
はまことに抽象的であります。私のお
尋ねいたしたいと思ひますことは、先
ほどの御答弁にございましたように、
少年の保護、少年犯罪の防止といふこ
とは法律ではいけないのだ。結局法律
を離れて、各省の關係機関がそうした
面に一致して行かなければならぬと考
えておるといふお答えに對する質問で
あります。従つて今お答えの中にあり
ましたやうな抽象問題でなしに、厚生
省の立場からどういふやうな態度がと
られておるか、文部省の立場からどう
いふ態度をとつて来たか、また法務府
の立場としては、少年法を離れて具体
的にどういふ態度をとつて来たか、こ
ういふことがお聞きしたいのでありま
す。これをもう一度お尋ねしたいと思
ひます。

○佐藤(藤)政府委員 少年の犯罪化防
止に對して、法務府といたしましてこ
れまでもつて来た具体策については、
これまでの御説明で大体御了承願へる
だらうと存じておつたのであります。
が、さらに申し上げますならば、少年
事件として、少年觀護所、あるいは少
年院、あるいは少年刑務所等に送られ
た者に對しては、それ／＼法律に従つ
て適当な措置を講じておるのでありま
す。法律によらずして、法律を離れて
少年の不良化、あるいは犯罪化防止に
どういふ措置を講じておつたかといふ
ことを考えてみますと、それはもつぱ
ら民間の御協力を得まして、青少年の
不良化防止に努めておるつもりであり
ます。たとえば各地において集會を催
して、一般に少年問題に関心を持つよ
うに、また不良少年の教化導導に盡力
していただくやうに、一般社会に呼び
かけをいたしております。またその啓
蒙宣傳指導等をするために、団体を設
けて、その団体において指導の役
を承つておるところもございしますが、
特に長い間さういふ少年の犯罪化、不
良化防止のために団体を組織して、青
少年の教化導導に盡力し、また各地方
のさういふ団体を指導しておるものと
しては、中央に保護協会という財団法
人が設けられておるのであります。ま
た地方には各府県にそれ／＼少年保護
に関する団体が組織されておる現状で
あります。そのほかに文部省及び厚生
省でどういふ具体的な対策を講じてお
るかという御質問に對しましては、私
はお示しいたしましたパンフレットの
対策以外には、お答えするだけの資料
を持ちませんので、詳しいことは各省
についてお答え申す方が、適当じやな
いかと考えております。

○田嶋(好)委員 私の質問に對して、
なか／＼具体的な材料が示されません
ので、いまだ満足でございしますが、
これもなか／＼むずかしいこととござ
います。いまから、一応この程度で質問
は打ち切りますが、ただお願いしたいこ
とは、青少年の犯罪が増加するからと
いふことを理由にいたしてあります
が、私たちの聞きたいことは、門頭に
申し上げましたように、なぜ青少年の

犯罪がふえて行くかということをまず検討して、そのもとに、じやふえて行くことに對しては、こういう対策も立てなくちやならぬというのが、これがその当局の行き方ではないかなと、思っているのではありません。それに対してお答えが法律の分野のみではやれないんだから、各省と連絡をして極力青少年の犯罪防止をはかっているというお答えになつて参りましたので、その抽象的なお答えは非常に私は満足でおるのではありません。しかしその具体的な例はと、こう聞いておるのでありますから、本日はその点に對して十分な説明を與えてはしかつたのであります。しかし突然な委員の質問でございいますから、そうした面に対する材料がないということも承されますので、できませんならば、もつと青少年の犯罪の増加に對して、深く掘り下げて御検討くださいまして、そしてこれに對する関連機關の対策、これに對する研究態度等もできるだけ材料を整えまして、不日この委員会に御提出を願います。まことにありがたいのであります。

これはその程度にいたしまして、この少年法を提出する時期において、提出當時の政府の見通しはどんなお見通しであるか。これを最後に御質問いたしまして、私の質問を終ります。

○佐藤(藤)政府委員 その点につきましても、前会お答え申し上げたのであります。新しい少年法ができました当時、少年法に示されておるように、少年の年齢を現在の十八歳を二十歳まで引上げるためには、相当な施設も整えなければならぬし、少年の指導、輔導をする教官も増員しなければならぬと、

ので、とうてい一年間ではその準備が見込みが立ちませんので、遂に二十歳まで引き上げる点の法規については、延期をお願いいたしたのであります。ところが一年間延期をお願いいたして準備をいたしましたけれども、財政の都合もありまして、またその他いろいろな事情もありまして、たとえば裁判所側においても、家庭裁判所の裁判官が充実しないというような人員の問題もありまして、また少年院の方でも、教官の教養訓練が十分間に合なかつたという点もありまして、施設その他の準備も十分にまかないかねましたのと、少年の犯罪者の趨勢が予想以上に激増いたしておりますので、さらに一年間の延期をお願いしなければ、とうていまかない切れないというのが実情でございまして、その点から申しますれば、最初一年の延期をお願いした當時の見込みが、十分達せられなかつたということに帰着いたすのであります。

○田嶋(好)委員 打切ろうと思いたが、お答えがありましたので、もう一言お願いしておきます。

今の説明を聞いておきますと、少年法の一部を改正する法律案の提出は、すべてこれは提出当局の錯誤なり、また見通しをあやまつておつたものであるというやうなところに盡きると考えます。家庭裁判所の拡充問題も、予算の問題その他とらみ合せて、当然に予想のつくことであります。少年院も同様であります。少年観護所も同様であります。敗戦後の犯罪の上昇率というものも、もはや専門家でなくして、誰もが考えても予想のつくことであります。その予想をつけずして少年法を出して、一回ならず再三までまた改正法律案を出すということは、まことに醜態の限りだと私は考えざるを得ません。これは政府の醜態ばかりでなしに、われ／＼国会におるものも、ともに醜態を味わなければならぬことになりまして、こうした法律案を出す場合には、お互いに出す立場からもつと研究をされまして、再びこの醜態を繰返されないように注文をいたしまして、私の質問を打ち切ります。

○梨木委員 施設が充実しておらないということでは一年延ばされるというのであります。これは来年の予算には、この点はどういふように施設充實のための費用が計上されておるか、これを伺いたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 家庭裁判所の収容力、また本年度の予算の実現によつてどれだけ収容力が増されるかという点は、私の方は十分承知いたしておりますが、少年院及び少年観護所の件につきましては、本年の予算年度内において工事が完了いたしますれば、少年院としては本年度末までは二千五百人の収容力ができる見込みであります。さらに明年度の予算実現によつて四百二十六人増加いたす見込みであります。また、大体現在の収容力三千六百八十一人に全部プラスいたしますと、二十五年年度の終りにおいては、少年院において六千六百八十一人の収容力が整う予定になっております。これは、今の趨勢で少年の増加を見ましても、まかない切れるのではないかと、いふように考えております。明年度の予算は一応経済安定本部、大蔵省との間に予定がついておつたのが、最近またそのうち何割か減されるというやうなことも聞いておりますので、その減らされかけんによつては、また収容力が幾らか足りなくなるといふやうなおそれもありますので、この点は法務省にもお願いいたしまして、極力少年院に關する限りは、この工事が削減されないようにいたしたいと考えております。なお少年観護所でありまして、現在すでにできておる少年観護所の収容力は、八百三十人あります。そうして本年予算年度、すなわち明年の三月末までに工事が完了いたしますれば、その収容力がさらに一千五百人ばかり増加いたします。さらに明年度の予算実行ができますれば、一千人さらにふえることになりまして、合計約三千人ばかりの収容力ができますので、少年観護所の方の収容力も、予算の実行によつて大体まかない得るものでなからうかというふうに考えております。さらにこの少年を教化輔導するための職員、教官等の問題であります。これは今からこの教養訓練に心がけまして、施設はできたが、これを輔導教化する職員が足りないというやうなことのないように、十分努力いたしたいと考えております。

○上村委員 田嶋委員が質問された点は、やはりわれ／＼も同感なんです。この前、青少年の犯罪防止決議案というものに盛り込まれたところのことは、結局犯罪を防止するに二様あると思つて、一つは、犯罪を犯した青少年を将来再びやらせないという意味の防止、これが一つ。それから全然犯罪行為をやらせないように、いわゆる不良化が非常に稀薄であつて、まだ犯罪を犯さない青少年の犯罪防止、この二つがあるのですが、一体法務府もしくは文部当局はどちらに重きを置いてこの政策をおやりになつておるのかということとを、質問してみたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 青少年の不良化防止、犯罪防止につきましては、お説のように、確かにまだ犯罪を犯さないものをして不良にならないように、犯罪を犯さないように対策を講ずるということと、すでに不良になつて犯罪を犯したものを、再び犯罪を犯さないように更生させようという二つの面があると思つております。法務府でもつぱら担当しておりますのは、その後者の面でありまして、すでに不良化の著しいものは、あるいは犯罪を犯した者を教化輔導して、そうして再び悪に陥ることのないように防止しようという対策を講じておるのであります。

○上村委員 そうすると、まだ犯罪を犯さない者のいわゆる犯罪防止ということとを、法務府でやるというお考えはないのですか。

○佐藤(藤)政府委員 その点につきましては、一般の青少年対策の問題として、各省連繫をとつて、内閣に中心を置きまして、対策委員会において活動いたしておるのであります。また、不良にならない、犯罪を犯さない者に対する不良化防止をもつぱらつかさどるのは、文部省または厚生省、労働省等の担当であらうと思つております。法務府といたしましては、それら各省と協力いたしまして、事前における不良化、犯罪の防止についてはもちろん協力いたすつもりであります。

○上村委員 そこで、犯罪は突然起き

るといへば、犯罪は突然起きるのです。よく検討すれば、犯罪は犯されるべくして犯されて来るのです。それでありますからして、少年犯罪は突然で、犯すものもあるが、まず大体よく観察しておれば、来るべきものが来たというふうな傾向が多いわけですから。そこで私も多年弁護士をやっておりますが、昔支那の学者の晏子という人が言っておりますが、知らしめないで殺すのは虐と言つておる。すべてよく知らしめて、これはこういうものである、あるいはあつたものである、これはいかゞである、これは悪いことである、ということをよく教えて、しかもそれを犯した場合に殺すというならば、それは虐殺ではない。少年などは特によくわからないで罪を犯す者があつて、知らしめないで、犯さしておいてそれを殺してしまふということ、これは虐殺です。言葉がひど過ぎるかもしれませんが、特に少年の犯罪防止として、今法務府で、佐藤さんの御説明になつたように、もつぱら後者の方をやるということでは、少年に対して非常に気の毒なんです。その悪なるゆえんを教えて、そうして犯した場合にこれを殺す。一旦起訴されるといふことは、これはその人間にとつては非常な致命傷です。一代にとつて致命傷であるし、同時に少年時代に若々しい二葉を汚れるということになつて、なお一層致命傷のものなのです。ですからして、犯罪防止というからには、むしろ私は後者でなくして、私の問うた質問の前者に特に力を入れるべきではないだらうかと考えるのであります。そこで話は希望の問題のようになりますが、ともかくもどの階級に

おいても、犯罪がふえて来ることは明らかです。予算がなくて困る／＼というふうにして年齢を引延ばして、すでに犯罪を犯した者を再び犯さないように防止する意味の刑事政策をおとりになつて、しかも一旦犯罪を犯した者でも不親切な教え方をして二十歳までを包含するよりも、むしろ少年犯罪というものの特長をよく把握して、満十八歳なら十八歳に縮めて、その範囲においてそんなに延ばしたり引ずつたりしない、少年犯罪といふものを特別に扱うゆえんではないかと私は考える。だからここでも一年延ばすとか何とか言わないで、十八歳なら十八歳にして、まだよく善悪の分別がついていない者を、国家の力で親兄弟になにかわつて丁寧に教えて、郷里へ帰すべきではないかと私は思う。その意味において、この案にはわれ／＼は賛成しておきますが、しかし根本的に、もう少し法務府において、少年犯罪防止法というものの御説明を願ひたい。こういう希望を申し上げておく次第であります。

○殖田國務大臣 ただいまの御意見はよく拜承いたしました。

○花村委員長 ほかに御質疑はありますか。

○「なし」と呼ぶ者あり

○花村委員長 御質疑がなければこれより討論に入りますが、討論はいかがいたしますか。

○角田委員 討論省略の動議を提出いたします。

○「賛成」と呼ぶ者あり

○花村委員長 それでは討論は省略いたします。これより採決に入ります。

本案に賛成の方の御起立を求めます。

○「総員起立」

○花村委員長 起立総員、よつて本案は原案の通り可決いたしました。

つきましては本案に対する委員会の報告書は、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○花村委員長 御異議がなければさよふとはからいます。

○花村委員長 次に裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題といたします。質疑の通告がありますから、これを許します。角田幸吉君。

○角田委員 ちよつと法務總裁にお尋ねを申し上げたいのであります。今度の判事の報酬に関する件でございまして、一号から五号俸までがすえ置きになつておりますが、これが法律的に見て、裁判官の報酬等に関する法律第十條ないし憲法違反になりはしないか、この点お尋ねいたします。つけ加えて申し上げますが、これはただいまのところ、一号俸から五号俸までは改正する御意思がないかどうか、あるとすればいつごろか、それをやらなければ結局法律違反になりはしないか、こういうお尋ねであります。

○殖田國務大臣 裁判官、検察官の俸給を上げようと思つておられるのは、一般行政官よりは高いのでありますけれども、一般行政官よりも事実においては今上の方にあります。従つて下の方が、行政官に比べまして低いわけではあります。先般行政官の給與ベースが上りましたときに、いま少し上げ

るべきであつたのであります。それが上つておられません。ところが上の方は、新しい給與ベースに基きました行政官に比べまして決して見劣りがいたしません。より以上であります。これはこの程度でとめてよろからう。下の方は一般行政官の給與ベースが上りました。それに応じて上げて、一般行政官と判事の比率を保つた方がよい、こういうことであります。私も私どももいたしましては、全部上げればなおいいと思つたのであります。が、財政の方の考えもありまして、かように妥協をしておるわけでありまして、しかしながら法律で定めざるで、憲法は法律で定めることを認めておるのでありますから、法律で定める限りにおいては、憲法違反にはならないと思つたのであります。

○角田委員 ただいまの御説明では、まだ満足しかねるのであります。前の第四国会において、昭和二十三年法律第二九号で裁判官の報酬等に関する法律が改正されたのであります。ところがその際においての給與ベースが五千三百三十円である。ところがその標準で上げたのであります。ところが御承知のごとく第四国会におきまして、一般官吏は六千三百七円ベースになつたのであります。さうな次第でありますので、今度のこの改正案といふものは、大体におきまして全般的に六千三百七円ベースで出されておるのであります。しかるに判事の第一号から第五号までは手を付けていない。すなわちそれは裁判官の報酬等に関する法律、第十條に「生計費及び一般資金事情の著しい変動により、一般の官吏について、政府がその俸給その他の給與の額

を増加し、又は特別の給與を支給するときは、最高裁判所は、別に法律の定めるところにより、裁判官について、一般の官吏の例に準じて、報酬その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給する。」この法律に違反しないかという法律上の御見解を承るのであります。

○殖田國務大臣 よくわかりました。それは内閣總理大臣その他の一般の認証官、それから判事、それから四号以上の検事に相当する政府職員につきましては、先般の給與ベースの改訂のときも、五千三百二十円ベースによつて定められたままであります。従つて六千三百円になつておられません。従つて六千三百円に上りました。上の方は上げなければならない、下の方は六千三百円に上りましたから、それに準じて上げる、こういうことでございます。上の方も上げるべきですが、上の方は上つておられません。それで行政官に準じてやりましたから、下の方だけ上げる、こういうことでございます。

○角田委員 ただいま言われた上の方というのは、認証官の判事のことでございます。

○殖田國務大臣 判事は五号まで上げまして、五号からは全部上げません。検事は四号以上の検事は上げません。それに相当する行政官が上つておるからと、さうなことでございます。

○角田委員 五号以上の判事は上げない、その上げない理由として、行政官の俸給との関係は了解するのであります。が、ただいま私が御質問申し上げた部分につきましては、これは別個であります。その部分を上げないということが、裁判官の報酬等に関する法律の十

條に違反しないかどうかという、法律上の御見解さえ承ればいいのです。

○田嶋(好)委員 それは行政官の例に準じて判検事の報酬を上回ったすべきものでありますから、今のお話の法律にも違反しておられ、こう考えております。

○花村委員長 田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 裁判所側にお尋ねいたしたいと思ひます。先般の国会におきまして、裁判所職員の増員をわれわれは承認いたしてゐるのであります。この裁判所職員の増員された現実の数並びにこれが現在持つておりますところの職責等につきましてお答えを願ひたいと思ひます。

○花村委員長 この際おはかりいたします。国会法第七十二條により、最高裁判所長官またはその指示する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て、委員会に出席説明することができることになっておりますので、最高裁判所長官の指定する代理者であります本間事務局長より発言の申出がありますから、これを許したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○花村委員長 御異議なければ発言を許します。本間最高裁判所事務局長。

○本間説明員 ただいまの点について、正確な数字は調査の上お答えいたしますが、この前の議会で増員された数は、約三十余名の判事が増員されただけでございまして、その他の点は、いづれ詳しい表を持つて来て御説明申し上げたいと思ひます。

○田嶋(好)委員 そういたしますと、この提案理由を見ますと、やはり裁判所職員の多忙ということが原因になつ

てゐるようでありまして、あの増員のみに裁判所が満たされることなく、今後なお増員の必要があるに、資料をもつていたしますれば考えられるのであります。この点に對する裁判所の御見解を承りたいと思ひます。

○本間説明員 お答えいたします。來年度の予算において、判事を家庭裁判所関係において百二十二名ほど増員していただかなくてはならないと思ひまゐりまして、予算にそういうことを盛つております。それから事件の増加は非常に多くなつていて、一人の負担部分について正確な数字を調べたのがありますから、その点を印刷にして後刻申し上げたいと思ひます。

○田嶋(好)委員 今の説明によりまして、簡易裁判所の判事のみのように聞きました。簡易裁判所ではなくして、判事補、判事の増員はないわけですね。

○本間説明員 簡易裁判所の方は増員はいたしません。家庭裁判所における判事と判事補を合計して百二十二名増員する予定であります。これは後刻ご案内に入れますが、事件の増加が非常に多くなつておるので、ぜひ増員していただくと思ひますけれども、今年の予算の関係上、財政面上やむを得ず家庭裁判所だけをお願いいたしまして、一般の方については、遺憾ながら申出をひつめたような次第であります。

○田嶋(好)委員 それでは一般裁判所においても増員の必要はあるのだが、国家財政の立場から、今回は家庭裁判所だけにどめた、こう承つてよろしゅうございませうか。

○本間説明員 お説の通りでございます。

○田嶋(好)委員 次に御尋ねいたしました。現在裁判所におきまして、一例を引きまゐると、たとえば何々裁判所の事務局長といった方が判事という辞令をもつて就任しておられるのであります。この例はどの程度でありますか、その数字がわかりましたらお知らせください。

○本間説明員 事務局長として、判事または判事補で充ててゐる者は、全国の高等裁判所八箇所に一人ずつ、合計八人です。

○田嶋(好)委員 この兼職の根拠はどこにありますか。

○本間説明員 これは最高裁判所規則において、司法行政のことを規定することができ、司法行政の最高裁判所規則の中に、司法行政事務を判事または判事補をもつて充てることができるといふ規定をしたのであります。それに基づいて充ててゐる次第であります。もつともそういう規則がなくとも、憲法上司法行政に關したことは最高裁判所はこれをするのであります。司法行政の最高は裁判官會議です。司法行政の最高は裁判官會議です。裁判官が司法行政をなし得ることになつておりますから、従つて規則はなくても、司法行政を憲法上の権能からできることになつてゐると思ひます。

○田嶋(好)委員 裁判所の憲法上の独立ということは、もちろん当委員におきましてこれを承認し、尊重しなければならぬと思つておるのであります。が、やはり予算の面におきましては、国会というものと裁判所は離すことはできない立場にあるのであります。これは、なお法律制定というふうなものになり

ますと、これはわれわれの国会の職責なものであります。裁判所の今までの行き方を見てみますと、独立という権限にとらわれまして、手続の規定としては少しむりであるかもしれないというやうな形のもので、裁判所が制定してゐるきらいがあるやうに当委員には感ぜられる節があるのであります。この点に對しまして、裁判所はどういうお考えを持つておられるかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○本間説明員 国会の法律制定の分野に立入るとか、そういう考えは最高裁判所は決して持つてゐるわけではございません。ただ憲法の七十七條に、司法行政に關して、及び訴訟手続に關して、規則を制定することができるといふ権能が與えられておるのであります。その裁判所の司法行政を行うところの機關の最高のもので、各裁判所における裁判官會議で、その會議においてきめていただく、あるいは数人の委員に人事のことを相談するとか、あるいは常務を数人の委員にお願ひして、そして裁判官に常務を見てもらうといふやうなことは、今度の裁判所法の精神から申しまして、裁判官全体でもつて司法行政をするという建前でありまして、その中の一人に特に事務のことをお願いすることを定めることは、決して憲法、裁判所法の精神に反するものではないと解釈してゐる次第であります。

○田嶋(好)委員 御趣旨のやうに今後お努めくださることは非常にけっこうであります。ただここで當委員として申し上げたいと思ひますことは、やはり給與の点に關連してであります。今問題になつております最高裁判所四

判事の誤判問題等においても、国会で定めた法律を裁判所の内規によつて変更するといふやうな、憲法にも影響し、われわれの国会の審議権にも非常に影響するやうな手続規定が定められたために、あの問題が起つたといふことは事實であります。こうした点に對しては、國民また国会ともに重大関心を寄せてゐるのであります。なるたけ裁判所の独立は尊重いたしますが、裁判所の今後の運営に對しましては、国会と極力連繫協力の上に立たれんことをお願いするわけでありまして、申しますのは、本日裁判所は御出席くださつておりますが、この前の委員会等には、この給與ベースの引上げという重要な法案が提出されながら、聞くところによると、こちらから電話をして、裁判所は出て来ないといふやうなふまじめさでありまして、それではどういふ国会との連繫は保たれないのであります。その点を十分御注意くださつて、今後の運営に當つていただきたいと思います。

○本間説明員 私の方も、ぜひ国会に連絡を申し上げ、そして事情をいろいろ聞いていただき、御援助をいただいております。初めて裁判所の仕事ができるのであります。その点は十分心がけております。前回出られなかつたのは、落成式その他の雑務があつたので、はなはだ申し訳ない次第で、その点おわび申し上げておきます。われわれ裁判所は、國民から尊敬を受けるやうな裁判官によつて構成されることによつて、初めて法律上の独立もなし得ると思ひます。従つて国会から関心を持たれ、そして援助していただくといふことを、実にかたじけなく思つてゐるのであり

まして、前会出席できなかったのは、そういう意味において、決して国会を無視したわけではないことを、十分御了承願いたいと思っております。

○花村委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○花村委員長 速記を始めてください。

○上村委員 裁判官の賃金のことについてお尋ねしたいのですが、判事の給与ベースはわかっておりますか、判事の給与平均幾らぐらいになるかという平均数……。

○本間説明員 ただいまの判事の俸給のベースは、五千三百三十円でありまして、一般職員の方は六千三百七円ベースであります。

○上村委員 これで第一番に悪いのは、改正によりまして六千円以下、このつまり下の方の七号、八号という給料で、わずか六千円という給料で、今日判事が十分威信を保ちつつ職務を果せるということが疑問に思うのですが、その点裁判所はどう考えておられますか。

○本間説明員 私どもは今の物価その他を考慮して、これで決して十分だと思っております。非常に不満足でありますけれども、ドッジ・ラインその他財政上の見地からいって、お話を承ると前の五千三百四十円ベースということはしかたがないと思つて承諾したわけでありまして、それを今度は六千三百七円ベースという、一般職員と同じようにベースを上げて切りかえていただけに際においては、十分考慮して、下の方ばかりでなく、上の方も上げていただきたい。こう考へて政府に交渉した次第であります。

第であります。しかし財政上の見地で、あまり十分にわれ／＼の満足の行くように改正案ができなかつたようでは、はなはだ残念に思つております。ことに上の方には、一般官吏にこれに当る俸給がないと申しませうけれども、当る俸給がある。政府職員、一般職員の十五級俸というものは、最高額が二万三千六十円になつておりまして、判事の一号、二号、三号、四号という俸給にもやはり当るベースの俸給はあります。十五級俸をこいうふうになくさるに上げた以上は、判事の俸給も上げてよろしいのではないかと。該当するものはないとおつしやつたけれども、該当するものはやはりあり得るのじやないか。こう考へております。

○上村委員 今の裁判所の上の方のこの俸給ですが、一体現業員でほんとうに裁判をし、そして一生懸命に判決を書くのは一番少い俸給の判事だと思ふのです。六千円、六千七百円、八号、七号の判事が多いと思ふのです。ですからこの全体をこいうふうに動かすことはできないものでないか。この範囲におさましても、もつと下の方が多くなるように組みかえをすることができないでしようか。

○本間説明員 組みかえできます。この委員会において下の俸給を削つてくだされば——この表の八号、七号、六号というところを抹消していただければ均霑することになります。

○上村委員 これは実に重大な問題でございまして、判事様というものは、いなかへ行けば大いにいばつてゐるのですが、判事さん俸給は幾らですかと言われたときに、六千円でございますと言へないと思ふ。下を切るという簡

單なものでなくて、われ／＼国会議員として予算に参加権を持つてゐるのですが、全体としてこれだけのものをわれわれが今協賛するとなれば、この割振りはこの委員会でもうにも相談の上でできるのですか。

○本間説明員 できるかとおつしやられれば、実際問題として、一番下の俸給の人でも、いなかの方に行つては生活できるのがあります。東京ではむしろです。それから判事の俸給の問題は、判事補、簡易裁判所判事というものは大分ありますが、一人前になつた判事は五号俸の一万六千四百円というところあります。簡易裁判所の判事は下の俸給もありますが、これは地方のその場所場所の物価その他をにらみまして、全体的にこいうふうになつてゐるわけではございませんから、どうしてもこの俸給が生活に困るというふうな下の俸給は、その土地々々ににらみ合せてないようになつております。

○花村委員長 ただいま本会議が始まりましたので、本日はこの程度にいたし、明日午後一時より開会いたし、質疑を続行いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時九分散会

〔参 照〕

少年法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕